

岐阜産業会館指定管理者審査委員会要綱

平成25年3月29日決裁

(設置)

第1条 岐阜市指定管理者選定委員会規則（平成25年岐阜市規則第14号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、岐阜産業会館指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 岐阜産業会館の指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「申請団体」という。）について、指定管理者としての適合性、妥当性等の審査（以下「審査」という。）を行うこと。
 - (2) 市が特定の法人その他の団体のみから指定管理者の指定に係る申請を受ける方法（以下「特定者指名」という。）により指定管理者を募集しようとする場合において、その妥当性を判断すること。
 - (3) 特定者指名に係る審査の実施の要否を判断すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関して調査審議すること。
- 2 委員会は、審査等の結果を市長に報告するものとする。
- 3 委員会の委員は、市長の求めに応じ、募集要項（指定管理者の募集に関する事項を記載した書面をいう。）の妥当性について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 規則第3条第2項第3号に規定する市長が適当と認める者とは、公共政策、維持管理、施設経営、市民協働その他審査に必要と認められる事項に関する有識者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 規則第6条第3項の規定にかかわらず、委員会の議事は、出席した委員の総意をもって決する。

第6条 委員会の審議を要する事項について、緊急を要するため会議を招集する暇がないとき、又は審査、判断若しくは意見の取りまとめが容易で会議を招集する必要がないと委員長が認めるときは、委員の過半数に回議して、会議の審議に代えることができる。

(申請団体との接触禁止等)

第7条 委員は、審査に関し、申請団体と接触してはならない。

2 委員は、審査に関して申請団体から接触があったときは、直ちにその旨を市長に報

告しなければならない。

- 3 委員は、市が委員に対して行う申請団体との利害関係の有無に関する調査において、当該利害関係の有無その他必要な事項を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、岐阜産業会館運営管理協議会規約（昭和45年3月26日議決）第2条の岐阜産業会館運営管理協議会において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。